

平成 21 年 7 月 1 日より入院医療費の計算方法が変わります

当院は、厚生労働省が指定する「包括評価方式（DPC）」という新しい医療費制度での請求を実施する病院となりました。このため平成 21 年 7 月 1 日以降に入院される患者さんから入院費の計算方法が変わります。ただし、回復期リハビリテーションの患者さんは適用されません。

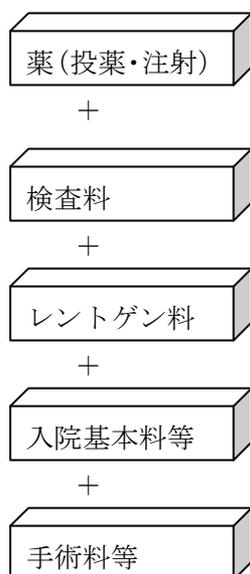
「包括評価方式（DPC）」とは？

DPC とは、従来の診療行為ごとに計算する「出来高払い」方式とは異なり、入院患者さんの病名とその症状・治療行為をもとに厚生労働省が定めた ① 1 日当たりの金額からなる包括評価部分（投薬、注射、処置、入院料等）と ② 出来高評価部分（手術、麻酔、リハビリ、指導料等）を組み合わせる新しい計算方式です。

従来の計算（全て出来高）

平成21年6月30日以前に入院された方

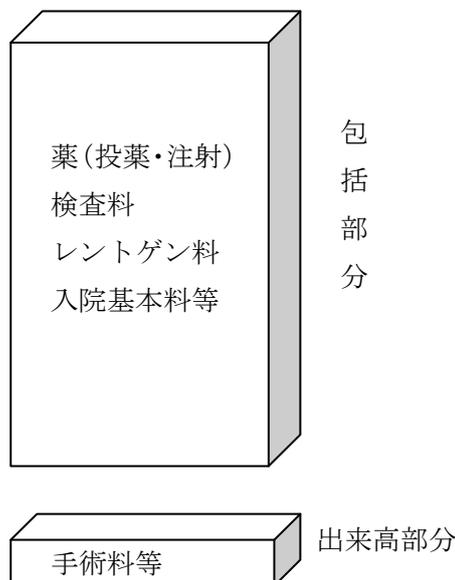
診療内容（薬の量や検査の回数）ごとに、出来高で計算してそれを積み上げて合計する方法。



新しい計算（包括+出来高）

平成21年7月1日以降に入院された方

病名に対し、① 1 日当たりの定額の点数からなる包括評価の範囲（投薬料、注射料、入院料等）と ② 出来高評価の範囲（手術料、麻酔料等）を組み合わせる診療費を計算する方法



DPC適用の医療費の計算式

入院医療費 = 1日あたり包括診療費 × 入院日数 × 医療機関別係数 (*1) (DPC 方式)
+ 出来高診療費 + 食事療養費 (出来高払方式)

(*1) 医療機関別係数とは、病院の機能に応じて厚生労働省が病院ごとに定めた一定の係数